

令和4年台風第14号による災害に関する 被災中小企業・小規模事業者対策について

令和4年台風第14号による災害により、被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：豊永 厚志 所在地：東京都港区 略称：中小機構）では、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の286市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

また、被災された小規模企業共済契約者の方々に対しまして、災害時貸付を適用いたします。

■ 9月20日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口>

【九州本部】

- ・ 特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：092-263-0300
- ・ 住 所 〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園 BLDG.

【中国本部】

- ・ 特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：082-502-6555
- ・ 住 所 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階

【四国本部】

- ・ 特別相談窓口（企業支援部企業支援課） 電話：087-811-1752
- ・ 住 所 〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟7階

■ 被災小規模企業共済契約者に対する対策について

【共済事業グループ 小規模共済融資課】

- ・ 電話：03-3433-8811
- ・ 小規模企業共済HP
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/customer/index.html>
- ・ 災害時貸付適用地域（令和4年9月20日時点）は別紙のとおり。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 災害対策支援部 災害対策支援課 江口
住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）
ホームページ：<https://www.smrj.go.jp/>

(別紙)

山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び、
鹿児島県の 286 市町村

※災害救助法の適用地域

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上